

香川大学経済学会会則

- 第1条 本会は、香川大学経済学会（通称「香川経済学会」）と称する。
- 第2条 本会の事務所を香川大学経済学部内に置く。
- 第3条 本会は、経済学、経営学、地域・人文科学および諸関連学術の研究と発表を目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 一、 「香川大学経済論叢」および「香川大学経済研究叢書」の発行
 - 二、 「香川大学経済論叢」および「香川大学経済研究叢書」の編集・審査に関する事項
 - 三、 研究会および学術講演会の開催
 - 四、 その他、評議員会が適当と認めた事項
- 第5条 本会は、次の会員をもって組織する。
- 一、 正会員
香川大学経済学部（以下「経済学部」と略す）の教員
 - 二、 特別会員
香川大学大学院地域マネジメント研究科（以下「地域マネジメント研究科」と略す）の教員
 - 三、 準会員
イ、経済学部、香川大学大学院創発科学研究科（経済学系領域）の学生
ロ、地域マネジメント研究科の学生
 - 四、 賛助会員
イ、高松高等商業学校、高松経済専門学校、経済学部・同専攻科、香川大学大学院経済学研究科、商業短期大学部および香川大学大学院創発科学研究科（経済学系領域）の卒業生であって入会を申し出た者
ロ、その他の学外者であって評議員会の承認した個人または団体
- 第6条 第5条に規定する正会員および特別会員となるためには会長宛に入会届を提出しなければならない。
- 第7条 第5条に規定する正会員および特別会員が退会するためには会長宛に退会届を提出しなければならない。ただし、経済学部教員または地域マネジメント研究科教員としての地位を失った時は、その時点をもって退会届の提出があったものとみなす。
- 第8条 本会の会務を処理するため次の役員を置く。
- 一、 会長（1名）は、会務を統轄する。
 - 二、 評議員は、会長の諮問に応じて重要事項を審議する
 - 三、 理事（若干名）は、会務の日常運営にあたる。
 - 四、 監事（2名）は、本会会計を監査する。
- 2、評議員は正会員全員をもってあて、会長、理事および監事は評議員より互選するものとする。
- 3、役員任期は、1年とする。
- 第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第10条 会員は、それぞれ評議員会の定める入会金および会費を納めるものとする。

- 2、 当分の間、前項に定める入会金は徴収せず、会費は、正会員および特別会員は年1万円とし、準会員および賛助会員からは徴収しない。

第11条 正会員および特別会員には「香川大学経済研究叢書」を配布する。

第12条 本会は、第3条の目的を達成するために必要があるときは会員または会員以外の者から臨時に寄付金を募集することができる。

第13条 本会則の改正については、評議員会の議決を経なければならない。

(附 則) 本会則は、昭和43年8月1日から施行する。

(附 則) 本会則は、昭和50年1月29日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

(附 則) 本会則は、昭和63年2月24日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

(附 則) 本会則は、平成4年3月4日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

(附 則)

1. 本会則は、平成8年2月28日に改正し、平成7年10月1日から施行する。

2. 香川大学商業短期大学部は、改正後の第5条第1項第2号の規定にかかわらず、平成7年9月30日時点において当該商業短期大学部に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(附 則) 本会則は、平成16年5月19日に改定し、平成16年4月1日から施行する。

(附 則) 本会則は、平成22年5月19日に改定し、平成22年4月1日から施行する。

(附 則)

1. 本会則は、令和元年7月12日に改定し、令和元年7月12日から施行する。

ただし、第10条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2. 令和元年7月12日時点において正会員および特別会員である者は、第6条に規定する入会届を、本会則の改正に伴い改めて提出する必要はないものとする。

(附 則) 本会則は、令和4年1月12日に改定し、令和4年1月12日から施行する。

(附 則) 本会則は、令和5年5月24日に改定し、令和5年5月24日から施行する。

(附 則) 本会則は、令和7年5月28日に改定し、令和7年5月28日から施行する。

(附 則) 本会則は、令和8年5月27日に改定し、令和8年5月27日から施行する。